

秘  
無 期 限

秘密指定解除

公文書監理室

アジア局長  
秘 密 事 官  
~~秘 密 事 官~~  
北東アジア課長

秘

韓国人被爆者(密入国者)の取り扱い  
について

43. 10. 9  
北東アジア課長

前件に関し、9日午後、外務省に関係  
省が集り、会議を開いた。要旨  
次の通り。

(北東アジア課長) 先日、密入国者の中で原  
爆医療を受けたい旨申し出る者(年  
の件)について御検討願いたい。

ちあ、韓国人被爆者の問題について

は、日韓交渉の過程でも出た経緯<sup>ル</sup>あ

るが、先日も、医療協力の形で「匿名<sup>シ</sup>」

を目的とした公館を在韓日米大使

館に通ったところであるが、まだ反応は

来ているい。

(入審課長) 両国が韓国人被爆者<sup>体</sup>金庫

に波及すると考えるか。

(北東アジア課長) 一概に波及するとは思わ

ない。

(松村事務官) 従来日本に入国した以上

原爆法にいう居住者にするとのことで

あったが、これと別に 自費で治療<sup>治療</sup>という  
の字に入国<sup>入国</sup>

考え<sup>か</sup>がてますか。

(公衆衛生局企画課長) 出来ると思う。

原爆法は被爆者全部を面倒みる

ことは建て前としたものでいい。

(入審課平田事務官) 自費<sup>治療のため</sup>で入国して、原

爆医療法の適用受けたいという<sup>工合</sup>国

にしたいらどうするか。

(警備課長) 医療法にいう'居住者'め

り、~~ね~~について、居住すると、~~存~~爆者の  
権利を獲得することになるのか。

(企画課長) 生活保護でいろいろ権利

下はいい。福祉の立場から見ると

いうことだ。

(警備課長) みらいこともできるか。

(企画課長) 差をつけることはあついである

原爆患者(非~~非~~体上)かどうかの認定

の問題だ。

(警備課長) 自費で入国して、金がなくなっ

たか<sup>ら</sup>も、原爆医療法の適用受けたい

といった場合どうするか。一読下り

韓国に1500人の犠牲者がいると言わ

れている。彼らが犠牲者として打倒

してみたいと言っていると断われないので

ないか。

(企画課長) 現在、居住の定義につき

法制局とつめている。居住、就

住市街が、病院通い<sup>のため来た者も居住者に</sup>含めるが。

(副長) 実際には、そんなにたか<sup>ら</sup>もはいない。

韓国政府が査入<sup>を</sup>出しているという事。

これまでも<sup>例</sup> 査入<sup>が</sup>あった。

(杉山幸防官) 釜山にいたが、もういづつ

はりかた。

(企画課長) ある議員の件では、前

件<sup>は</sup>、正才に韓国政府に査入申請を

したが拒否されたので査入国したと

のことであった。

(栗比長) 具体的に前件についてはどう取り

扱われているか。

(警備課長) 現在、本件入管には来ている

検査手段階であるが、起訴された見

しきみである。入管にまわってきた場合

不法入国<sup>ト</sup>と云ふことになるのが

普通だ。しかし、本件<sup>ト</sup>新聞でも色々

騒がれており、原爆の問題は国民

感情を刺激するので入管<sup>ト</sup>としては

相当慎重な考えをもっている(なお、

これは個人の考えである。)

かりに原爆患者であるとするは、<sup>死傷につき</sup>南朝を

見づるをえりいのではいいか。ただ。

同様の者が競出す<sup>か</sup>慣れ<sup>か</sup>あるから。無  
条件で面創みるわけにはいかない。

外務省・厚生省には、医療協力といった  
面下 医者<sup>者</sup>選<sup>者</sup>持<sup>者</sup>の養成をお願い

して、面下は半年なり一年滞在を認め

たり思ふ強制を留保するなりして、医者

が帰国するときは<sup>面下を</sup>思ふ強制下出園

させること<sup>も</sup>考<sup>え</sup>える。もちろん、原煤の

症状をみるければいいか。



(電比長) 同様のケースの読出の態は

考えられるも、突如とした場合の反響

も考え、事件特別のケースとして考慮

して考えればと回す。

(警備課長) 事件具体的にやれば厚

ま省で患者の診察して貰えるか、

(企画課長) <sup>費用の負担ともかた</sup>具体的にやれば、広島より長崎

の原爆病院で診みることを考える。

(~~警備課長~~) 仮定の問題は、韓国側  
(電比長)

で治療下さるようになった場合。

患者が法の適用を受けたい事

金持が金を出すかといった場合も

返すことになるのか。

(警備隊長) 基本的には返したい。

したがって返すことになる。ともかく

今日は個人的見解を述べている。14日まで

が<sup>の</sup>換事の~~金持~~時~~付~~だ。

(田比島) 1管においてすでに段階下正

式に協議したい。

(松打事務官) 市井の<sup>花野を認めろはとも</sup>例<sub>1-1434</sub>という

ことである「いいと思」が、<sup>その後の</sup>韓国の原爆事

者が今後日本下治療受けたいとい

ってきたとき、どう説明すればいいの

か。

~~韓~~ (十分に反応なし)

~~韓~~ 密入国で来た者の先例はなし

とするのか。

(整備部長) それは難しい。

昭穂意の裏であるか、今回のケースは密入口であり

(松打事務官) ~~韓~~ 在米とめるに十分だ。  
というところでははながら

~~昭穂~~ 費用を下みることはどうか。

事件発入口省の場合とは異なり、一般の原爆患者が入口省に

(警備隊長) 実際には医療法(適用)に

くるところ。

(企画隊長) そうである。

(警備隊長) やはり「規則」がどうかが

問題である。

(田中事務官) ~~今回の場合~~ 病室係長の

具体的な説明が

自衛隊の入口が認められる  
場合

(平田事務官) ガレとか目の病室である。

(企画隊長) 1管区5余(10)にいうと共

に当るもの

の負担は特別でも認められるのか。

(入審課長) 先程の企画課長の説明

からいうと、~~原爆被害者の援助は普通人以上の負担である~~、  
本件は公共負担にあたり

らない。

(平田事務官) 5条には当たらない。

(警備課長) 本件は不法入国(25条)

で考えている。5条の上陸禁止とは

考えていない。

(入審課長) 「居住」の概念について

密入国者が仮放免で出た場合、

「居住」には入らないか。

(企画課長) 生活の本拠を移すなら

は、居住性はあるが、一時預けは

居住ではない。ケース・ケースでむっか

しい。以上は従来の法制局の見

解であるが、改めて検討してもらって

いる。~~金の問題ではないと思う。~~

(松村事務官) もう一度確認したいが、

医療法の適用をうけようとして来る

人についてどう取り扱うのか。

(企画課長) <sup>負担</sup>公共性の<sup>点</sup>問題ではない。

原爆医療法の適用の点は<sup>更に</sup>検討

する。しぬ。

自費で来たという人の点が

問題であるが、医療法には~~な~~が

ない。

(警備課長) 本人の密入国の動機・家源

関係等しらでねばならないが、仮

放免になる。

出席者	
法務省	入国管理局 坂上 警備課長 " 平野 入国審査課長 " 入国審査課 平田 事務官
厚生省	公衆衛生局 今野 企画課長
外務省	アジア局 野田 北東アジア課長 " 北東アジア課 松村 事務官 " " 堀川 事務官 経済協力局 技術協力課 杉山 事務官 領事秘佐部 旅券課 田中 事務官